

第 23 号議案

加東市都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定の件

加東市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

加東市都市計画審議会条例（平成 18 年加東市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

審議会は、委員 15 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係行政機関又は兵庫県の職員
- (4) 市民

第 3 条第 3 項及び第 4 条第 2 項中「任命」を「委嘱」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第 3 条第 1 項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

第23号議案 要旨

加東市都市計画審議会条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）との整合を図るため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 審議会の組織について改めること。（第3条関係）
- (2) 所要の文言整理を行うこと。（第3条及び第4条関係）

3 施行期日 令和2年8月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(組織)</p> <p>第3条 <u>審議会は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。</u></p> <p>_____</p> <p>(1) <u>学識経験のある者 5人以内</u></p> <p>(2) <u>市議会の議員 4人以内</u></p> <p>(3) <u>関係行政機関の職員 2人</u></p> <p>(4) <u>住民代表 4人</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員が<u>任命</u>されたときにおける職を失ったときは、委員を辞したものとみなす。</p> <p>4 (略)</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 臨時委員は、市長が<u>任命</u>する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 <u>審議会は、委員15人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>学識経験のある者</u> _____</p> <p>(2) <u>市議会の議員</u> _____</p> <p>(3) <u>関係行政機関又は兵庫県の職員</u></p> <p>(4) <u>市民</u> _____</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員が<u>委嘱</u>されたときにおける職を失ったときは、委員を辞したものとみなす。</p> <p>4 (略)</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 臨時委員は、市長が<u>委嘱</u>する。</p> <p>3 (略)</p>